

資料3 教員採用選考試験の動向とその対策

文学部教職課程

教授 佐藤 敬子

教育職を目指している皆さんが「先生になりたい」と考えたのはいつからでしょう。

そして、そう考えるきっかけになったのは、何でしょう。

おそらく誰かとの出会いや、誰かのことばが、あなたが将来の仕事として教師を選ぶきっかけになったのではありませんか。だとすれば、あなたも子どもたちに「先生みたいな先生になりたい」と将来の夢を描けるような教師になりたいものです。

今やAI（人工知能）の技術の発展により、人々は便利な生活が送れるようになりました。10年後には、49%の仕事はAIが人間に代わってくれると言います。

つまり労働人口の約半分は技術的に人工知能で代替可能になり、今ある職業の半数はなくなってしまうのです。

そのような中でも「教師」という仕事は機械にとってかわることはできません。

なぜならば、教師とは教科教育だけでなく、子ども一人一人の人の気持ちを丁寧に受け取り、心豊かな人格形成をするとともに将来、社会的自立を果たすための人間力こそ必要とされる職業だからです。

多忙で、時間も体力も精神力もたくさん使う仕事ですが、それ以上に本当にやり甲斐のあるすばらしい職業であることは今も昔もかわりません。

しかしながら、近年は社会の急速な変化にともない教師に求められる資質・能力も今まで以上に多岐に渡り、高度化しています。学校での教育活動の中心は学習指導ですが、それ以外にも教員は多くの業務を行っています。生徒指導や学校行事、部活動の指導など、学習指導以外に直接的に子どもと接している時間はもちろんのこと、教材研究や授業準備、評価などのいわば間接的に子どもに接している時間、さらに、学校経営や事務書類作成、会議といった校務、そして保護者や地域といった外部への対応など、様々な仕事があり、学校にいる時間は年々長くなっています。

私は40年近く学校現場や教育行政に携わり、多くの学校や先生方を見てきました。そして今でも全国の教員や管理職の指導にあたっています。そのときに、研修を受ける若い先生方からも教頭、校長となった管理職の先生方からも「教育現場は本当に大変です。でも、それ以上に子どもは可愛いのです」と皆、同様のことばを聞きます。

それでも、将来の仕事として「教師」を目指し、夢を叶えたいと真剣に努力している皆さんを心から応援し、一人でも多くの皆さんが教壇に立つことができるよう今、何をすべきか、どのような勉強法が効果的であるかをまとめました。

公立学校の教員採用試験は全国47都道府県と20の政令指定都市の教育委員会が毎年実施するもので、ほとんどの都道府県、政令指定都市では一次試験で一般教養や教育職に関わる教職教養、教科の専門性を見られ、二次試験以降で人間性や教員としての資質、適性を見られます。

したがって、同じ学校種・教科でも県や自治体が違えば課される試験や問題も違います。また、出題範囲もかなり広いため高校や大学の試験とは違い、直前に猛勉強してパスすることは不可能です。早い段階で少なくとも過去3年分ぐらいの実施問題を実際に解き、出題分野やレベルを分析する必要があります。解答形式がマークシートか記述式かも調べておきましょう。

1. 教員採用試験受験までの道のり

教員採用試験当日までの時間はそう多くありません。

一方で通常の授業やサークル活動、アルバイトやボランティア活動など時間を費やすこともたくさんある中で、教員採用試験に挑戦しようと思うのであれば、よほど効率のよい時間の使い方をしなくてはなりません。

中には一般公務員や民間企業の受験を同時に考えている学生もいるかもしれません、勉強の中身も試験時期も異なります。仕事内容の違いや試験内容についてはキャリア支援センターが主催する説明会に出席するなどして、予め内容を把握しましょう。

自分の適性やこれまで積み重ねた勉強の量などを考慮して、ほんとうに自分が何を望み、何を優先すべきかを吟味し、早い段階で自分の希望進路を大筋で決定する必要があります。

(1) 自分に合った計画を立てる

まず、教員採用試験までにどんな分野を勉強しなければならないのかノートに書き、そのためにはどんなタイムスケジュールを組まなければならないか計画を立てます。

3年後期までにはアルバイトなども整理して、勉強に集中できる場所と時間を確保しましょう。難関である教員採用試験をパスするためには、他の活動をしながら片手間の勉強では通用しません。

授業中も採用試験に関わる内容はとくに集中して能動的に受け、日頃解いている問題などで理解しづらかったところは先生に質問するなど、こまめに勉強量を増やしましょう。長期的な勉強には計画が大事ですが、その計画を成し遂げるためには習慣化が最も重要です。

(2) 教員採用試験受験までのスケジュール

[3年次10月～]

- 大学では公務員試験対策講座や教員採用試験対策講座などがスタートし本格的に受験対策の勉強に取り組みます。キャリア支援センターが実施する「就活セミナー」を受講したり、模擬試験を受験するなど積極的に参加しましょう。大学以外にも大手予備校などが主催する講座や単発の模擬試験などもあります。時間と費用などを考慮しながら上手に活用することをおすすめします。そういった講座を受講することは模擬授業や模擬集団面接など一人では対策できないことや、他の受講生と一緒に勉強することによって、ともに教員を目指す仲間同士、励まし合いモチベーションアップにもつながります。

[4年次4月～]

- この頃から各都道府県、自治体のホームページに教員採用試験に係る情報が掲載されます。採用人数や試験の形式などは自治体によって異なることもありますから、早めにチェックして願書を入手し、情報収集をしましょう。

とくに、各県・自治体が求める「教師像」「教師としての資質」や教育行政の方針などは各自治体のホームページや実施要項の中にも語られていますので明確に答えられるよう学習しておきましょう。

[4年次5月・6月]

- この時期には教育実習が始まります。

「先生」として実際に生徒と接して、とても楽しい期間ですが、初めての経験で、全てにおいて毎日が不安と緊張の連続です。教材研究や指導案作成、審議を受け訂正を繰り返し、完成させ実際の授業研究、指導助言をいただく。また、学校行事への参加や部活動の指導補助など毎日が時間に追われます。また、家に持ち帰りの仕事なども多く、精神的にも肉体的にもエネルギーを使いますので、この期間に受験勉強はできません。

しかし、実際に教育現場から学ぶことが大変重要ですし、ここでの姿は教員としての適性を評価される場でありますから、集中して実習に参加しなくてはなりません。

そのためにも早めに受験勉強に取り組むことが大切なのです。

[4年次7月]

- 教員採用試験一次試験

一般教養（全ての県ではない） 教職教養 専門の学力試験（実技試験）
(※県によっては論述試験もあります)

[4年次8月]

- ・教員採用試験二次試験
模擬授業（場面指導）口頭試問 実技試験

[4年次9月～]

- ・教員採用試験三次試験
集団面接 集団討論 個人面接 適性検査

2. 一次試験対策

(1) 一般教養

一般教養は幅広い分野から、「基本的な内容」が出題されます。出題科目は国語、英語、音楽、美術、倫理、保健体育といった人文科学系、歴史、地理、政治、経済、時事問題といった社会科学系、数学、物理、化学、生物、地学、環境・科学といった自然科学系科目に大別できます。最近の傾向としては、8割以上の自治体が時事問題を出題しています。環境問題、情報、国際紛争、国際経済、医療・福祉、科学、スポーツといったジャンルから幅広く出題されるため、日頃から社会に関心を持っていることが重要です。一般教養の出題範囲はとても広く、全ての分野をくまなく勉強するには膨大な時間がかかります。しかし、中学校レベルの「社会」「理科」「数学」が中心で、今まで勉強してきた内容なので日頃から疑問に感じたことはそのままにせず中学校や高校の教科書で復習することが大切です。また、県独自の問題（ご当地問題）が出題されることもあります。県によって多少、出題項目は変わりますが参考までにポイントを示します。

国語：現代文読解（段落の並べ替えや要旨を問う問題）、漢字（読み取り、書き取り、四字熟語）、ことばの意味を問うもの、鑑賞（詩、短歌、俳句）、日本文学史（現代）四字熟語・ことわざ・格言についての問題が頻出です。長文の読解については、日頃から新聞を読むこと。読書など長文になれることが大事です。

英語：熟語・文法、読解（英会話、英文）、表現・作文（短文完成）単語の意味、アクセント、活用を問う問題や、完了形、仮定法、関係代名詞、有名な熟語、書き換え問題が頻出。会話文は空欄補充、ことわざは空欄補充だけでなく、意味を説明する問題も出題されています。

歴史：世界情勢が大きく変わる今、世界の中の日本を意識した問題が多く出題されています。日本史（近代、現代）、世界史（ピューリタン革命、名誉革命、ルネサンス）、第2次世界大戦、現代史（サンフランシスコ平和条約～）、歴史上の人物と業績。世界史は中世、近世、現代の政治についてはかなりの頻度で出題されています。

地理：図法と読図、地形、気候、人口、日本の貿易、日本の諸地域（自然・産業・資源）、東南アジア（自然・産業・資源）、南北アメリカ（自然・産業・資源）、世界の河川・湖沼・山・首都地形図の読み取り、時差の計算、日本と世界の地形・気候区分に関する問題は毎回出題されます。また、政治や経済の問題と関係する出題もあります。

政治：国会、内閣、国際政治に関わる法律、最近はPKO、NGO、NPO、ODA、TPP等をキーワードとした国際連合と国際機関、冷戦・核軍縮、経済政策等についての問題が見られます。また、地方創生など地方自治に関する知識、男女雇用機会均等法、女性の活躍推進、働き方改革などの労働問題は必ず触れるところです。社会の流れをキャッチしながら様々な分野の学習をしておきましょう。

経済：市場経済（流通、物価、景気変動）、金融（日銀）、財政・税、国民経済（経済成長、戦後経済）、国際経済（円

高・円安、国際経済機構、地域経済統合)、完全失業率経済活動、為替相場、市場、景気動向などの経済の仕組みに関わる出題があります。マーケティングや話題の仮想通貨などにも精通しておきましょう。

数学：高校までの学習内容を徹底的に復習しておきましょう。数の計算、式の計算、方程式・不等式、関数、図形、確率・統計、数列などの分野から平面や空間图形における角度、辺の長さ、面積・体積などを求める問題、順列、組合せなどが多く出題されています。

理科：「物理」では、力、いろいろな運動、エネルギー、波動(ドップラー効果)、回路、オームの法則、抵抗、消費電力を求める電磁気

「化学」では、物質の構造、物質の状態(三態、気体、溶液)、物質の変化(反応、酸・塩基、酸化)、物質の性質(化合物、物質の分離・精製、発生法と性質)

「生物」では、生物体の構成(細胞、組織)、生殖と発生、代謝(光合成、呼吸)、遺伝、恒常性と調節(ホルモン)、食物連鎖、顕微鏡の使い方など微生物について

「地学」では、地震と火山、大気と海洋(気象、海流)、地球の歴史(化石)、地球と宇宙(月、太陽、自転)などの天体の分野の問題などが出題されました。

倫理：出題する自治体は少ないものの、出題傾向としては、儒教、仏教、イスラム教などの東洋の思想、日本の各時代における思想について問われることがあります。

美術：日本美術史についての出題が多く、奈良、平安、鎌倉、室町、安土桃山、江戸、明治、大正までがよく問われます。資料・絵画から画家・彫刻家名と作品名、流派の名称を答える問題が多く、西洋美術史については、各時代の文化についての特徴を問う問題が出題されました。

音楽：近年、出題が多くありませんが、作曲家と作品の組み合わせ問題が頻出のため、セットにして覚えておく必要があります。また、自治体によっては、示された音譜の作曲者を問う問題や日本の伝統音楽などについての問題もあります。

情報：毎年、かなりの頻度で出題されます。教育現場におけるICT機器の活用、情報モラル、メディアリテラシーに関する用語やその意味を問う問題が多いようです。

環境：環境汚染や環境破壊、環境保全についての出題が多いです。ごみの分別収集、家電リサイクル法、地球温暖化、PM2.5、酸性雨、砂漠化、森林破壊、オゾン層の破壊の原因について、空欄補充や正誤を問う形式で出題されました。

社会時事：

時事問題はどこの県においても必ず出題されるものです。国内・国際情勢、新法、文化、地元地域の地誌(歴史・地理、県政、人物)、世界遺産ニュースを題材として広範囲にわたって出題されています。政治・経済分野の重大な出来事はもとより、生活に身近な新法・改正法が頻出しています。近年では、少子・高齢化問題、地方創生、児童虐待防止法などが出題されています。日頃から新聞やニュース、インターネットなどで新しい情報を入手し、社会に起きていることに常にアンテナを高くはり、自分の生活とどう関わっていくかを考えることが必要です。

ご当地問題：

地域や地方ならではの問題を出題する自治体があります。ふるさと納税制度の意味、地理、歴史、郷土出身の著名人、郷土料理、特産物、伝統工芸品、施策など多様な出題があります。

(2) 教職教養

近年の教職教養は、(1) 教育原理、教育心理、教育法規、教育史の各出題領域の基本的な分野、(2) 教育改革に関する答申・報告、(3) いじめや不登校など具体的な指導事例などから出題される傾向にあります。教育法規や教育原理、教育心理などは事前にかなりの勉強をしておく必要があります。

教育課程

学習指導要領：総則（教育課程編成の一般方針、総合的な学習の時間）、小中高の特徴、変遷と各年版の特徴。

総則の「教育課程編成の一般方針」、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の空欄補充問題は頻出です。

また、学習指導要領本文を熟読するとともに、その解説や2008年1月に中央教育審議会より出された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」にも目を通し、正誤問題等にも対応できるように理解を深めておきましょう。

教育原理

生徒指導：意義・原理、進路指導、具体的事例（いじめ、不登校、暴力行為、喫煙、非行）、教育相談について幅広く出題されています。『生徒指導提要』からの、冒頭の生徒指導の意義について述べた文章の空欄補充問題がよく出ます。具体的事例では社会問題化している「いじめ」「不登校」など、生徒指導上の諸問題への対処に関する、正誤問題や論述の問題も多く出題されます。また、保護者対応に関する問題も多く出題されています。中央教育審議会答申・文部科学省通知などの最近の資料を学習しておくとよいでしょう。

特別支援教育：意義、指導形態（統合教育、交流教育、訪問指導、通級指導）、指導法（高機能自閉症、LD、ADHD）、教育課程（基準、自立活動）から出題されています。2007年4月に文部科学省から出された「特別支援教育の推進について（通知）」は頻出であり、熟読しておきましょう。

人権教育：人権教育については「人権教育基本方針」など、自治体独自の取り組みや施策に関する出題が多い領域なので、受験する自治体の情報をしっかりと押さえておきましょう。ノーマライゼーション、ダイバーシティなどの常識的な用語は熟知しておくこと。各都道府県の同和教育基本方針、歴史、同和対策審議会答申なども熟読しておきましょう。

教育法規：教育を受ける権利、教育の機会均等、教育の理念、目的、方針

学校教育 学校の範囲、学校の設置者、義務教育、政治教育、宗教教育、教育行政、目的・目標（幼小中中等高） 学校の管理と運営 学校の設備、学級編制、教育活動の日程（授業の終始時刻）、環境衛生・安全・給食（学校保健の目的、学校保健安全計画）、教科書（使用義務・副教材、採択、著作権の制限）、学校評議員制度、職員会議、児童・生徒 就学の義務、懲戒と体罰（懲戒、出席停止）、健康診断、表簿の保存期間、児童虐待防止法など、例年、条文の空欄補充の問題が出題されているため、法規ごとに新設・改正された条文を整理しておきましょう。

☆ここで、頻出・重要条文を列挙しますので参考にしてください。

教職員に関する法規の頻出条文

法律名	条 文
日本国憲法	第26条第1項（教育を受ける権利）、同条第2項（教育を受けさせる義務・義務教育の無償）
教育基本法	前文・第1条～第18条の全条文 〔特に前文・第1条（教育の目的）・第4条第1項（教育の機会均等）は最頻出条文。また、第2条が規定する教育の5つの目標はすべて確実に覚えよう。〕

学校教育法	第1条(学校の範囲)、第11条(児童・生徒等の懲戒)、第12条(健康診断等)、第16条(義務教育年限)、第17条(就学させる義務)、第21条(義務教育の目標)、第34条(教科用図書)、第35条(児童の出席停止)、第37条(教職員の配置・職務)
学校保健安全法	第1条(目的)、第5条(学校保健計画の策定等)、第13条(児童生徒等の健康診断)、第19条(感染症による出席停止)、第20条(臨時休業)、第27条(学校安全計画の策定等)
地方公務員法	第28条(分限処分)、第29条(懲戒処分)、第30条~第38条の全条文、第39条第1項(公務員の研修)
教育公務員特例法	第1条(趣旨)、第17条(兼職及び他の事業等の従事)、第21条(研修の義務)、第22条(研修の機会)、第23条(初任者研修)、第24条(10年経験者研修)、第25条の2第1項(指導改善研修)
教育職員免許法	第4条(免許状の種類)、第5条第7項(授与)、第9条(免許状の効力)、第9条の3(免許状更新講習)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第3条(教育委員会の組織)、第4条(教育委員の任命)、第12条(教育委員会)、第16条(教育長)、第34条(教職員の任命)、第43条第1項(服務の監督)、第47条の5(学校運営協議会)
児童虐待の防止等に関する法律	第2条(児童虐待の定義)、第5条(児童虐待の早期発見等)、第6条(児童虐待に係る通告)

これらのうち群を抜いて出題が多いのが、日本国憲法第26条、教育基本法、学校教育法第11条の懲戒と体罰、地方公務員法の服務、教育公務員特例法の研修です。

教育史

西洋教育史と日本教育史に分かれる。

<日本教育史>

古代(飛鳥・奈良・平安) 聖徳太子、大学寮・国学、空海

中世(鎌倉・室町) 金沢文庫、足利学校

近世 藩校、私塾・家塾(藤樹書院、古義堂、適塾)、寺子屋、思想家(貝原益軒)

近代(明治・大正・昭和) 明治(法制史、人物・思潮)、大正新教育運動

現代(戦後) 占領下での教育、教育改革の動き

<西洋教育史>

古代～近世 ソクラテス、人文主義、宗教改革、実学主義

近代 啓蒙主義(ルソー、ペスタロッチ)、児童中心主義(フレーベル、エレン・ケイ、モンテッソーリ)、ヘルバート、コンドルセ、ナトルプ、デューイ、キルパトリック、パークースト

また、学習指導要領の変遷史も出題されることもあります。「特別活動の創設」、「生活科の創設」、「総合的な学習の時間」というような改訂内容が、どの年の改定のものかを把握しておきましょう。

教育心理

「発達」から「発達段階(ピアジェ、エリクソン、フロイト、ハヴィガースト)」、「発達期の特徴、遺伝と環境」「学習理論」から「パブロフ、ワトソン、ソーンダイク、スキナー、ケーザー、トールマン」「学習」から「忘却曲線、学習曲線、学習の転移、レディネス」「性格と適応」から「性格の理論(類型論、特性論、力動論)、カウンセリング、性格検査(投影法、作業検査法)、心理療法、PTSD」「教育評価」から「絶対・相対・形成的・診断的評価、ポートフォリオ評価、ピグマリオン効果、ハロー効果」「学級集団」から「ソシオメトリックテスト、ゲス・フーテストなど」に関する問題が出題されました。

教育時事

教育時事は日頃の学校教育の課題と社会の流れについて理解していかなければ解けません。新聞を読むことはも

ちろんのこと、常に社会情勢や教育の今日的課題を意識してニュースなどに注目しましょう。また、答申・報告書等を重点的に学習する必要があります。最近の試験では、「教育振興基本計画」、学習指導要領改訂に関する答申、「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」、「学校評価ガイドライン[改訂]」からの出題がありました。また、ICT機器の活用、キャリア教育、環境教育、食育、アクティブラーニングなど近年注目されている教育などに目を向け、答申・報告等を文部科学省のホームページなどで確認しておきましょう。

とくに、プログラミング教育の導入、英語科教育が必修となるなど新しい教育の動向はその内容はもちろんのこと、どのような意図があるか、現状と課題についても述べることができなければ対応はできません。

(3) 専門の学力試験（実技試験）

専門はできて当たり前、というものです。したがって、ここで点がとれなければまず一次試験は合格しません。完璧に解答できるよう、受験する教科の教科書、参考書、学習指導要領を熟読し、細部まで深く理解しておくことが重要です。また、実技試験のある教科は日頃から技術を磨きましょう。

3. 二次試験対策

一次試験では学力試験を行って受験者の教養や専門性を見ます。そこで採用人数のほぼ半分は合格します。二次試験ではさらに、受験者の人間性や教員としての適性を見ます。つまり、「この人は来年の4月から正式採用の教員として仕事をさせててもよい人材なのか」を見極める試験なのです。そのため面接や論文、模擬授業等を通して教員としての適性・人間性を評価します。

二次試験において、試験官が受験者とじっくり話して良さを知る、などということはできません。限られた時間の中である基準を設けて人間性や教員としての適性を見ます。

その基準が面接・論文・模擬授業・集団討論等です。

とくに面接では面接官が、はじめの20秒でその人の印象を決めてしまうと言います。

二次試験は、人対人の試験であるため、一人では練習できません。面接の練習には面接官が必要ですし、論文も添削してくれる人、模擬授業・集団討論も相手が必要です。

そのため、練習をともにしてくれる友だちが必要です。教員採用試験を受けるに当たっては、二次試験対策と一緒に頑張れる友人・知り合いを見つけておくことも大切です。

人前で自分の考えをきちんと整理して時間内にわかりやすく相手に伝えることができるようになるためには相当の練習と慣れが必要です。日頃から、ことばで相手に思いを伝える習慣をつけることが大切です。

(1) 論文対策

教員採用試験には、筆記試験ばかりでなく、面接試験、適性試験、論作文試験、と様々な試験を課し、あらゆる角度から受験生を評価します。「筆記による面接試験」ともいわれ、教師としての資質・適性、指導力、教職への情熱などが評価されます。出題テーマは「教育論」「教師論」「生徒指導・学習指導」「抽象題」などに大別されます。具体的には、「完全学校週5日制によるゆとり教育と学力低下の問題」「総合的な学習の時間への具体的な取り組み」「基礎・基本の定着」「わかる授業」「個性を生かした教育」「心の教育」「情報化の光と影」「確かな学力」など教育改革に関するテーマが近年よく課されています。制限字数は800～2000字、時間は40～90分といったところが一般です。

受験生の思考力や表現力のみならず、人間性を把握しようとするのが論作文試験です。

特に近年は、人物重視の傾向が顕著となり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。従って論作文が採用試験の中でも重要視されることは明らかです。

このような状況から教員採用試験に合格するための論作文の作成について、いくつかの攻略法をまとめたので参考にしてください。

出題傾向と対策

教員採用試験で出題される論作文のテーマは、およそ4つに分けることができます。あらゆるテーマに対応できるよう準備しておく必要があります。

テーマ1：教育論	
内 容	教育の目的、今後望まれる教育の在り方や教育課題など、現代の教育に求められていることについて問うテーマ。
ポイント	<ul style="list-style-type: none">・教育改革の流れをつかんでおきましょう。・時事的教養が必要となるため、中央教育審議会答申や文部科学省報告等には必ず目を通し、教育に関して自分なりの見解をまとめておきましょう。・新聞を必ず読むこと、ニュースにも敏感になりましょう。
テーマ2：教師論	
内 容	主に3つに分けられる。 <ul style="list-style-type: none">・目指す教師像を問うテーマ・教師としての使命感を問うテーマ・教師の資質・能力を問うテーマ
ポイント	<ul style="list-style-type: none">・教師像については、自分本位の教師像を述べるのではなく、子どもが求める教師、保護者が求める教師、社会が求める教師など様々な視点から論述できることが大切です。目指す教師像にどのように努力をして近づいていくか等を論述しましょう。・使命感については、現代の学校教育の状況を把握し、現在の教育における教師の使命とは何かなどを論じましょう。・中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」に示された「優れた教師の条件」等を参考にして、教師にどのような資質・能力が必要なのかを自分なりに考えてみましょう。・各県、自治体が求める「教師像」はホームページなどでチェックし、項目ごとにその具体例を述べができるよう熟知しておきましょう。
テーマ3：生徒指導・学習指導	
内 容	主に2つに分けられる。 <ul style="list-style-type: none">・教育の内容・目標に関するテーマ・教育問題・学校教育の在り方に関するテーマ
ポイント	<ul style="list-style-type: none">・教育の内容・目標に関するテーマについては、自分の担当教科あるいは学級担任として具体的にどのように取り組んでいくかを論述しましょう。・教育問題・学校教育の在り方に関するテーマについては、教育実習の経験の他、新聞・雑誌等を利用して教育現場の情報を収集し、自分なりの意見・対処法をまとめておきましょう。とくに、保護者や外部の方々への対応など、教師としてのマナーに関するテーマも近年では多く課されています。
テーマ4：抽象題	
内 容	教育には直接関係しない語句や事象をテーマとして設定し、社会人としての常識や教師としての教育観、受験者のこれまでに形成された人格や感性などを評価します。テーマとしては、「こころ」、「よろこび」、「輪」など様々ですが、最終的には教育に関連のある内容にしましょう。
ポイント	<ul style="list-style-type: none">・例えば、「ことば」というテーマであれば「人を朗らかにさせることば」「思い出に残ることば」など論述しやすいテーマに加工しましょう。・日頃から新聞の論説や雑誌のコラムなどを読む習慣をつけ、自分でも新聞の投稿欄に積極的に文を載せるなどして自信をつけるとよいでしょう。

時間配分に注意して書こう

まず、与えられた課題の意味を正確に把握し、主題（中心とする内容）を決定することが、論作文を書く出発点です。その柱に沿って、自分の主張を展開する必要があります。そのためには、次の点を頭に入れて、時間配分に注意しながら、手際よく書くことです。

- ・課題の意味を把握する。

- 最初の短い時間（5～10分）で自分の主張することを決める（論点を絞る）。
- 文章全体の構成を考える。

表記、表現上の留意事項を押さえて書こう

誤字・脱字や文字の乱れは、論作文の内容を評価される前に、教師として不適格と判断されてしまいます。教職への情熱を行間ににじませられるよう、誠意をもって丁寧に書く習慣をつけましょう。

①原稿用紙の正しい使い方ができているか。

- ひとマス空けて書き出す。
- 改行などのルール。
- 「」の終わりには句読点を打たない。等

②文体が統一されているか

- 常体「である。」「だ。」と敬体「です。」「ます。」の混用をしない
- 敬語（丁寧語・尊敬語・謙譲語）が正しく使えるか

③句読点、カッコは適切な位置に書かれているか。

- 一文が長い場合、区切る場所が適切か
- 会話は「」に入っているか

④仮名と漢字が適切に使われているか

- 「こと、ため、ところ、もの、わけ、うえ」などは仮名書き。
- 「子ども」（子供はNG）

⑤文法上正しい文章になっているか

- 主語と述語の呼応
- 修飾語と被修飾語がはなれすぎていないか
- 助詞「て、に、を、は」の正しい使い方、
- 動詞の態（受動態能動態）
- 語句を正しい意味で用いているか

⑥簡潔でわかりやすい文になっているか

- 一文が長すぎないか
- 同じ語句または同意の語句の繰り返しはないか
- 回りくどい表現はないか
- 修飾語が長すぎないか

⑦教育用語を正確に用いているか

- 「児童」「生徒」「学生」「保護者」等（父兄などはNG）

⑧俗語・流行語を用いていないか

- カタカナ言葉はなるべく使わない
- 略して記さない

⑨字数は適当であるか

- 指定された字数の9割以上は埋めましょう

論作文の受験対策は、多くの文を読み、自分自身で実際に論作文を書いてみることが最も効果的な方法です。そのため、時間を設定して実際に原稿用紙に論作文を書くことが大切です。日頃パソコンを使用していることが多いと簡単な漢字でも咄嗟に思い出さないことがあります。鉛筆で書く練習が大切です。

(2) 面接試験対策

①教師としての資質・能力を知りたい

教員の資質・能力の向上を前提に、近年、ますます「人物重視」の傾向が強まっています。実践的指導力や

コミュニケーション能力を見るために、学習活動や生徒指導上のさまざまな場面を想定した場面指導や、実践的な指導力を見る模擬授業を導入するところが増えてきました。面接官は「態度・礼儀」「身だしなみ」「話し方」「応答の内容」などから、積極性・意欲、表現力、判断力、教育観、資質を評価します。自治体が公表する「評価の観点や基準」は必ずチェックしておきましょう。

教師としての資質・能力について、文部科学省が中央教育審議会答申において、次のような条件を例示していますので、参考にしてください。

「優れた教師の条件」

1. 教職に対する強い情熱	教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感など
2. 教育の専門家としての確かな力量	子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力など
3. 総合的な人間力	豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体と同僚として協力していくこと

※中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」より

これらの条件をどこまで満たしているかを面接することによって評価します。

上記項目は暗記するくらいに覚えること。

そして、その内容を十分理解し、自分が実際にどういった部分で教師として適性なのかを自分のことばで語れるように訓練しておくこと。

②面接試験で評価されること

面接試験では、様々な項目が評価対象となるが、以下その代表的なものをあげます。

①人に接する際の基本的態度やマナー

- ・あいさつや言葉遣い、表情や動作など、人前できちんとした振る舞いができているか
- ・基本はいつも笑顔です。
- ・清潔な服装（スーツ、靴、カバン）、髪型（ヘアカラーはNG）で臨んでいるか

②志望の動機、意欲や熱意

- ・教職を志した動機、教職への熱意を持っているか
- ・あこがれだけでなく、具体像があるか

③これまでの経験から学んだこと

- ・自分の経験から何かを学び、アピールできるものを持っているか
- ・「授業」「サークル」「ボランティア活動」「アルバイト」などの経験はこれからの教育活動にどう生かされるのか具体的に述べることができるか

④教育の話題に関する基本的な知識、理解

- ・質問の内容には、必ず学校教育に関するものがある。その知識を持っているか。
- ・時事問題に精通しているか。（社会の常識を知っている教師）
- ・「児童生徒の問題行動等の調査」に係る数字を理解しているか
(いじめ、不登校等の最新の数字が答えられるか)

⑤与えられた質問を理解する力とそれに対する応答能力、表現力

- ・質問の内容をよく理解しているか。
- ・質問に対して、自分の考えを導き出し、それを適切なことばで表現する力を持っているか

⑥物事に対する考え方

- ・教育活動を行うにあたって望ましい考え方をしているか
- ・バランス感覚のある人物かを判断される

③面接試験を受けるときの心得

面接試験の対策として、まず心得ておかなければならぬのは、試験対策を何日間か行えばうまくいくというものではない、ということです。面接官に面と向かえば、その場限りの態度はすぐにわかってしまします。そもそも面接官は、あれこれ質問することで、その場限りの態度ではないかということを見抜こうとしているのです。したがって、常日頃からの様々な人々に対する振る舞い方を整えておく必要があります。

また、志望の動機や教育に関する質問への応答についても、直前に文章を丸暗記したのか、あるいはしっかりと自分のものになっているのかは、面接官が聞けばすぐにわかります。

自分の考え方や意見を相手にわかりやすく、伝える力や相手の意図していることを的確にとらえて答える力をつけておきましょう。

それを踏まえた上で、必要とされる対策を具体的にいくつか示してみます。

①年上の人と話をしたり、公的な場で自分の意見を述べる機会を積極的に活用し、丁寧で適切な接し方や発言が自然にできるようにする。

②志望の動機について、学校生活や教育実習の体験と結びつけて教職への思いを述べることが出来るようにしておく。

③自分自身の大学生活が有意義であったとアピールできるように、積極的にクラブ活動やボランティア活動などに参加する。

④学校教育に関する質問に関して、

- ・最近の教育政策や教育事情を知るために、文部科学省の重要な答申をよく読み、理解しておく。これは、文部科学省のホームページにも掲載されています。
- ・最近の教育問題について、新聞を読んで教育関係の記事をスクラップしたり教育に関する特集番組などもチェックする。
- ・生徒の指導の仕方について、自分だったら具体的場面でどのように対処するかをイメージする。このとき、法律で禁止されていること（たとえば体罰）や、答申や通達のなかで不適切だとされていることを知っておく。
- ・教育学の基本的な文献をよく読み、自分自身の意見を持つことができるようとする。
- ・複数人で教育の問題について自主的に討議をしてみる。

⑤情報誌等で、自分が受験する都道府県や市の出題傾向を把握しておく。

(3) 基本的な態度やマナー

- ・部屋に入る前にコートやマフラーは外しきちんとたたんで腕にかけるか、荷物置き場に置きます
- ・順番が来たら右手の中指の関節くらいで軽く3回ドアをノックします
- ・ドアを開け、その場で「失礼いたします」
- ・部屋に入り椅子の横に立ち、すすめられてから着席します
- ・カバンは足下に。決して机や椅子に置かないこと
- ・着席したら背筋を伸ばし顔をあげて印象をよく
- ・一度に二つの動作をしないこと（ドアを開けながらお辞儀をしたり、座りながらあいさつしたり、等）

①服装・髪型は、第一印象を大きく左右します。

第一印象は、その後の面接官の評価に大きく関係しているため、清潔感のある、教育者としてふさわしい、誠実さが感じられるものにしましょう。

- ・男子のネクタイは柄の派手でない紺色がおすすめです。
- ・女子はシャツのボタンはすべてとめ、スカート丈はひざがかくれるくらいが上品です。
- ・男女ともヘアカラーは厳禁です。女子は前髪が目にかかるよう、地味なヘアピンでまとめます。
- ・ピアスは厳禁ですが、穴が開いているのもおかしいので早めに対応しておきましょう。

②はっきりと明るい口調で挨拶をする。

- ・語尾が聞き取れないような小さな声では教員として教壇には立てません。

- ・「たぶん」「と思います」といった表現は自信のなさや無責任を感じます。
 - ・正解のない問いには「私は○○と考えます」とはっきり答えましょう。
- ③座るときは男子の場合、手は軽く握って膝の上に置き、足は投げ出したりしない。
女子は右手を下にして軽く両手を重ねます。
- ④面接官に対して誠実に応答していることが分かるような視線のやり方を心がけましょう。
- ・緊張してどうしても相手の目を見ることができない場合は、面接官のネクタイの結び目付近を見るようにして、極力視線を落とさないようにしましょう。
- ⑤舌を出す、頭をかく、肩をすくめる、貧乏ゆすりなどの癖を出さないようにする。
- ⑥全体としてけだるそうな印象を与えないようにする。
- ・あなたが自分の子どもをどのような先生にあずけたいかを考えれば、どのような態度がふさわしいかイメージができます。

(4) 感じの良い応答

- ①面接官の質問をよく聞いて答える。
 - ・「はい」をはじめにわすれないこと
- ②あまり長く沈黙しない。質問が理解できないときは、その旨をはっきりと伝える。
 - ・聞き取りにくいとき、質問の主旨がわからないときはそのままにせず、聞き直す方が誠実です。
- ③相手に伝わるように、思いやりを持って丁寧に最後まで話す。
 - ・相手に伝わることばを選びましょう。自分がわかっていることや専門用語、略した表現は相手に失礼です。
- ④面接官や他の受験者の質問や話を途中で遮らない。
 - ・話は最後まで聞くこと。とくに、集団面接やディスカッションのときは他の人の話を最後まで聞くこと、そして否定や批判、評価を下すような言い回しは避けましょう。
- ⑤自分の発言に自信を持つ。
 - ・ときには知らないことを問われることもあります。知らないことやわからないことに対する「わたしは、存じ上げません」「勉強不足で知りませんでした」などと素直に表現します。
 - ・信念や自分の考えは自信を持って大きな声で発言しましょう。

(5) 言葉遣い

- 言葉遣いは使い慣れていなければ、急には上手くいきません。日頃からじめあるコミュニケーションをとる癖をつけましょう。
- また、俗に言う「バイト敬語」を使わないことが重要です。
(「○○になります」「～でよろしかったでしょうか」など)
- ①自分のことは「わたし、わたくし」と言う。
 - ・「自分」はNG
 - ②語尾まではっきりと話す。
 - ・あいさつも同様ですが、語尾まではっきりとゆっくりと話しましょう。
 - ・語尾は「です」「ます」調です。
 - ③敬語（丁寧語・尊敬語・謙譲語）を正しく使いましょう
 - ・「父（ちち）」「母（はは）」など身内は謙譲です。
- これらは、「個人面接」でも「集団面接」でも同様にできていなければならない内容です。日頃の習慣がものをいいます。

(6) 集団討論

受験者5～8人に対し、面接官2～4人、時間は30～40分が一般的です。

受験者全員が自己PRなどをした後、教育観や生徒指導などについての質問に対して順番に、あるいは挙手順で答えます。「ディスカッション形式」や「ディベート形式」がありますが、受験者同士で一つのテーマについて討論するものです。

自治体ごとに傾向の違いはありますが、多くの県で課されるテーマは生徒指導に関するもの、教育時事から「少子化対策」「政治の動向」など様々です。

①ここで評価することは「まわりの意見をしっかりと聞けるか」「自分の意見を適切なタイミングで挟み込むことができるか」といったコミュニケーション能力です。自分が長く話したり、他の受験者が発言しているときに別のことを考えていたりと、自己中心的な対応をしていないかを評価します。

②教師としての主体性、主導力、構成力（ロジカルシンキング）、協調性が適性として身についているかが問われます。司会やまとめ役などは立候補して積極性をアピールするのも一つの方法です。

③説得力のある話し方には「具体例」が盛り込まれています。単に「～だと思います」ではなく「○○なので○○だと思います」といった根拠の提示をしましょう。

[昨年の出題例] 面接官4人 受験者7～8人 40分

集団討論テーマ 「過疎化・高齢化の進展や小売店の廃業、路線バスの廃止などにより、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる「買い物弱者」は全国に約600万人いると推計されている。さまざまな対策が講じられつつあるが、「買い物弱者」について、あなたは、どのように考えますか」

日頃から社会の動き、時事に精通していないければ答えられません。

キャリア支援センター主催の「時事問題対策講座」には必ず参加しましょう。

(7) 模擬授業（場面指導）

模擬授業はその場で与えられたテーマ、単元、で受験者が教壇で実際にどのように振る舞うかを評価します。評価項目を以下に示します。

①授業のプランニング力

- ・どのように授業を行おうとしているかが整理されている
- ・説明、問い合わせがバランス良く構成されている
- ・授業を見終わったときに本時のねらいが何であったか理解できるか
- ・授業を通して評価の視点が明確か

②教科指導の理論及び学習指導要領の動向の理解

- ・児童生徒に考えさせたり、表現させたりして児童生徒の学習活動の様子が現れているか
- ・教師の一方的な説明になっていないか

③教科そのものの知識や技能の高さ、教材の理解の深さ

- ・教師が教科内容を十分理解していることや技能を持っていることが感じ取れるか
- ・児童生徒に理解させるための何通りかの提示の仕方を持っているか

④授業のパフォーマンス力

- ・テンポ良くメリハリのある授業か
- ・児童生徒との関わりが見えているか
- ・児童生徒が理解できる板書ができているか
- ・児童生徒のかかわりで、承認、賛賀、激励、助言が適切にできているか

以上が実際の教員が採用試験で評価される項目です。

つまり、授業はコミュニケーションです。

教師が一人で話し続ける授業は生徒であった自分も退屈だったはずです。

あたかも、そこに30人の生徒がいるように、やりとりをしながら明るく、はつらつとした教師として授業をしましょう。

4. 「公立学校」と「私立学校」の違い

教師として仕事をしたいということが自分の進路選択であるならば、公立学校に限らず、私立学校に勤務することも考えられます。

私立学校の場合は学一般企業の採用と同じように各校が「教科」「科目」を指定して独自に募集するところがほとんどです。

そのときに必要なのが「履歴書などのエントリーシート」「大学からの推薦状」「小論文(作文)」です。これは、面接などの二次試験の参考にするためで、面接重視であることも意識しておきましょう。

また、私立学校では「私学教員適性検査」を受け、その結果を使いながら各学校を受験するのが一般的です。これは私立学校教員のためのセンター試験のようなもので、教職教養と専門教養についてA～Dの評価がつき、評価が高いほど採用される率が高くなります。詳しくは各県の※「私学協会」に問い合わせて情報を得ましょう。

終わりに

私が「学校の先生になりたい」と考えたのは小学校4年生の時でした。

当時の音楽の先生が、銀座ソニービルで開催される「Beethoven展」のチケットを下さったのです。母と一緒にBeethovenの生涯や、それにまつわる実物の楽譜、楽器が展示されている会場で、子どもながらに鳥肌が立つほどの感動を覚えたのがきっかけです。

中学・高校と進み、そろそろ進路決定をする時期となりました。

三者面談の後、「音楽の教師になりたい。だから、教員免許がとれる大学を受験したい」と両親に頼みました。決して豊かな家庭ではないし、3歳下の弟の受験も重なり、父親から出された条件は「大学に行くのは良いが、私立には通わせることはできないので、国立大学であること。家から1時間以内で通えるところであること」でした。そして、私は条件に合う、唯一の大学を受験することになりました。

ところが、音楽科で受験するためには5教科の試験はもちろんのこと、ピアノ、声楽、和声(聴音)などのレベルの高い実技試験があるということを深く考えていなかったのです。それまで、本格的にピアノを習っていないかった私にはそうとうの練習量が必要でした。

しかし、弟の高校受験があるため、家では思うようにピアノの練習ができません。

毎日、部活動が終わった後の、体育館のステージの上にあるピアノで夜遅くまで練習をしました。時には寒さでかじかむ指と爪の間から血がにじんできました。

普通のサラリーマン家庭である我が家で、高額なピアノレッスン料もかなり親に負担をかけたのでは、と思います。

受験勉強と、部活動と、ピアノの練習の両立はかなりハードでしたが、晴れて、大学にも現役合格し、教員採用試験も1回で突破し、横浜市の公立中学校の教員となりました。

毎年、教職課程の授業の中で「子どもたちに聴かせたいちょっとイイ話」を全員にしてもらっていますね。学生を子どもたちに見立て、教壇で語る皆さんの中には、お互いが涙するほど感動しました。

皆さんは「こんな先生が学校にいたら、子どもたちは幸せだろうな」と思えるすばらしい感性とエネルギーを持っています。

私は多くの学校現場を経験し、教育行政にも長く関わり、今も教職員の研修などで現実の教育課題を目の当たりにしています。多くの学校に訪問し指導する中で、本当に先生方は一生懸命に仕事をされています。しかし、実際の教育現場には、情熱だけでは太刀打ちできない厳しい場面もたくさんあるのです。

が、その情熱がなければ、子どもたちの未来をつくっていくことはできません。

「先生になりたい」と心の底から願うのであれば「自己実現」に向かって、情熱を持ちつつも着実に実力をつけて採用試験に臨みましょう。

第一步を踏み出し、本来の自分の力を最大限に生かすのは、あなた自身です。

迷ったとき、あなたが選んだ方が正しい道です。

正しい道にするためには、あなた自身のたゆまぬ努力が必要です。

「先生に出会ったから、私も教師を目指したい」と教え子たちに感じさせるようなステキな「先生」になって下さい。

年	受験者数	合格者数	合格率	平均得点	最高得点	最低得点
平成26年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成27年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成28年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成29年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成30年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成31年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成32年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成33年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成34年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成35年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成36年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成37年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成38年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成39年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成40年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成41年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成42年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成43年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成44年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成45年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成46年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成47年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成48年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成49年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成50年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成51年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成52年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成53年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成54年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成55年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成56年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成57年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成58年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成59年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成60年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成61年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成62年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成63年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成64年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成65年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成66年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成67年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成68年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成69年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成70年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成71年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成72年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成73年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成74年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成75年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成76年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成77年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成78年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成79年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成80年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成81年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成82年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成83年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成84年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成85年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成86年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成87年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成88年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成89年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成90年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成91年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成92年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成93年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成94年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成95年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成96年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成97年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成98年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成99年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成100年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成101年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成102年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成103年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成104年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成105年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成106年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成107年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成108年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成109年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成110年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成111年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成112年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成113年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成114年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成115年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成116年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成117年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成118年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成119年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成120年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成121年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成122年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成123年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成124年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成125年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成126年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成127年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成128年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成129年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成130年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成131年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成132年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成133年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成134年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成135年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成136年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成137年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成138年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成139年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成140年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成141年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成142年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成143年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成144年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成145年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成146年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成147年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成148年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成149年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成150年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成151年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成152年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成153年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成154年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成155年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成156年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成157年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成158年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成159年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成160年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成161年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成162年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成163年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成164年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成165年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成166年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成167年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成168年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成169年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成170年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成171年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成172年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成173年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成174年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成175年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成176年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成177年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成178年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成179年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成180年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成181年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成182年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成183年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成184年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成185年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成186年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成187年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成188年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成189年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成190年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成191年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成192年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成193年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成194年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成195年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成196年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成197年	1,333	113	8%	17.5	30	10
平成198年	1,333	113	8%	1		